

山形糖尿病療養指導士認定制度の概要

山形糖尿病療養指導士認定委員会 委員長

山形県立中央病院 副病院長

間中英夫

厚生労働省の平成 28 年度国民健康・栄養調査では、糖尿病が疑われる人は全国で 1,000 万人にのぼると推計され、山形県でも 10 万人前後の患者数が示唆されます。糖尿病は他の疾病と異なり、食事や運動などの生活習慣との関わりが強いというのに、薬物療法を含めた在宅療養が長期に及ぶことから、療養生活が治療の成否を決める重要な鍵になります。しかし、これほど多くの糖尿病患者さんに専門的かつ適切な療養指導を医師のみで行うのには限界があるため、この指導を担う役割として誕生したのが、糖尿病療養指導士(Certified Diabetes Educator:CDE)制度です。

CDE は糖尿病の専門的知識を有し、それぞれの患者ごとに適した療養生活を指導できる専門医療職を養成する制度として、米国で始まりました。わが国でも日本糖尿病療養指導士認定機構が CDE(Certified Diabetes Educator of Japan:CDEJ)を認定しています。しかしながら、受験資格に医療職としての国家資格と、糖尿病学会の医師会員が勤務する病院や診療所での勤務歴が必要であり、この制約のために資格取得が狭き門となっています。一部の県では、CDEJ の発足以前から一定の知識を有し実際に糖尿病患者の指導を行っている医療職者を、県単位や地域単位で地域糖尿病療養指導士(Local Certified Diabetes Educator:LCDE)として認定してきました。糖尿病学会の医師会員がいない医療機関に勤務する看護師や調剤薬局の薬剤師などにも受験資格を認め、門戸を広げています。

このたび、山形県でも LCDE の認定委員会を立ち上げました。糖尿病に関わりを持つ医療者であれば、講習会と認定試験の受講・受験資格を認め、幅広い職種の方々に山形糖尿病療養指導士(Certified Diabetes Educator of Yamagata:CDE-Yamagata)として参加できる制度にしています。この制度により、県内の医療者の糖尿病専門知識が向上し、療養指導による糖尿病患者の自己管理能力並びに生活の質改善が図られるように努めてまいります。そして、将来的には、山形県民に幅広く糖尿病の正しい知識が普及・啓発され、県民の健康増進に繋がる活動になると期待しております。

平成 30 年度から CDE-Yamagata の資格認定が開始されます。初めてとなる認定試験は平成 31 年 2 月を予定しています。すでに CDEJ の資格保有者は申請のみで CDE-Yamagata に認定いたします。多くの方々の参加により、山形県の糖尿病診療の向上・発展を目指してまいります。

山形糖尿病療養指導士認定制度規則

第1章 総則

第1条

本制度は、糖尿病教育の正しい知識および技術の普及・啓発により、山形県内の医療機関の糖尿病診療の向上と県民の健康増進を図ることを目的とし、地域糖尿病療養指導士のための講習会、研修会、認定および更新を行う。

第2条

前述の目的を達成するため、山形糖尿病療養指導士認定制度を制定し、本制度の維持、運営のために、山形糖尿病療養指導士認定委員会（以下認定委員会と略す）を設置する。

第3条

認定委員会は主たる事務局を山形大学医学部内科学第三講座に置く。

第2章 認定委員会

第4条

認定委員会は教育、審査、広報の3つの部会により構成する。

第1項 認定委員会は互選により、委員長1名、副委員長若干名、会計1名、会計監査1名を選出する。

第2項 認定委員会は必要に応じ、委員長が招集する。

第3項 認定委員会は山形糖尿病療養指導士認定制度にかかわる全ての事項を決定する。

第4項 委員の任期は5年とする。委員が辞任しようとする時は、その旨を委員長に届け出なければならない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5項 認定委員会に、顧問を若干名置くことができる。顧問は認定委員会に出席し意見を述べるができる。

第3章 事業

第5条

認定委員会は山形糖尿病療養指導士認定制度にかかわる以下の事業を実施する。

第1項 講習会、研修会の開催、研修単位認定

第2項 認定試験の実施、認定資格の審査、認定証の交付

第3項 山形糖尿病療養指導士の広報活動

第4章 認定委員会開催の講習会

第6条

認定委員会が開催する講習会の受講を希望する者は、以下の条件を満たす必要がある。

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床心理士、社会福祉士、介護士、介護福祉士、介護支援専門員、医療クラーク等の医療職、介護職として、いずれかの経験が2年以上の者。

第7条

講習会の受講料は別途定める。いかなる理由があってもこれを返納しない。

第8条

認定委員会が開催する講習会の受講を希望する者は、認定委員会が指定した以下の申請書類を認定委員会に提出するものとする。

第1項 講習会参加申込書

第2項 履歴書

第3項 資格証明書（写し）

第4項 業務に従事した施設長の証明書

第9条

受講修了者に修了証を交付する。認定試験申請への有効期限は3年とする。

第5章 山形糖尿病療養指導士の認定試験

第10条

認定委員会が開催する認定試験の受験を希望する者は、次の各項の条件をすべて満たす必要がある。

第1項 認定委員会は認定委員会が開催する講習会を修了していること。

第2項 日本糖尿病協会（以下日糖協と略す）の会員であること。

第11条

認定試験の受験料は別途定める。いかなる理由があってもこれを返納しない。

第12条

認定委員会が開催する認定試験を希望する者は、認定委員会が指定した以下の申請書類を認定委員会に提出するものとする。

第1項 認定試験申込書

第2項 山形糖尿病療養指導士講習会の修了証（写し）

第3項 日糖協の会費の領収書（写し）

第13条

認定委員会は認定試験の合格者に対して審査の上、認定証を交付する。

第14条

認定料は別途定める。いかなる理由があってもこれを返納しない。

第15条

日本糖尿病療養指導士と他県の地域糖尿病療養指導士の資格保有者は、日糖協への入会があれば認定とする。

第6章 山形糖尿病療養指導士の更新

第16条

認定更新は5年毎に行う。

第17条

認定更新に際しては以下の条件を満足する必要がある。

第1項 認定更新の研修単位を30単位以上取得していること。

第2項 糖尿病協会関連行事へ5年間で1回以上参加していること。

第3項 更新時に日本糖尿病協会の会費を納入していること。

第4項 糖尿病療養指導をおこなっていること。

第18条

認定更新の研修単位は以下の規定とする

第1項 教育部会が認定した講習会、研修会、講演会等への参加。

第2項 原則、30分につき0.5単位とする。

第3項 関連学会、関連学会主催の研修会への参加は別途、研修単位を定める。

第19条

山形糖尿病療養指導士の認定更新を希望する者は、認定委員会が指定した以下の申請書類を認定委員会に提出するものとする。

第1項 認定更新申込書

第2項 研修単位取得証明書

第3項 日糖協関連行事への参加を証明する書類

第4項 日糖協の会費の領収書（写し）

第5項 糖尿病療養指導の活動記録

第20条

更新の手数料は別途定める。いかなる理由があってもこれを返納しない。

第21条

日本糖尿病療養指導士の資格保有者は、日糖協への入会があれば、申請のみで更新を認定とする。

第22条

出産・海外ボランティア・転勤・長期出張などで、更新が不可能な場合、その理由を証明する書類の提出を認定委員会に提出することで、認定期間の延長を申請することができる。ただし、延長期間は3年までとする。一旦退会した場合、資格取得には再受講・再受験を必要とする。

第7章 会計

第23条

本会の会計は、次の各項に掲げるものをもって構成する。

第1項 認定講習会、研修会及び認定試験参加者負担金

第2項 寄付金品

第3項 事業に伴う収入

第4項 その他の収入

第24条

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 個人情報の保護

第25条

本会は、適法かつ公正な手段によって、受講者並びに認定を受けた者の個人情報を取得する。個人情報の利用は、第1章に定める目的及び第3章に掲げる事業の業務範囲内とする。

第1項 個人情報の正確性を保ち、漏洩、盗難がないように安全に管理する。

第2項 事業遂行目的以外に第三者への個人情報提供を禁ずる。

第26条

有資格者が自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止若しくは消去又は第三者への提供の停止等の権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合は、速やかに対応する。

第9章 附則

本会則は平成30年4月18日より実施する。

平成30年6月1日一部改訂

山形糖尿病療養指導士認定制度 事業計画

- 講習会の開催
認定試験受験用講習会を開催（2日間、県内1ヵ所 10,11月）
認定更新者用講習会を開催（未定）
- 認定試験の実施
年1回認定試験を実施（講習会終了後 県内4ヵ所 2月）、判定3月
- 認定資格の審査
認定試験受験資格審査、認定更新審査（5年毎）、認定期間延長審査
- 認定証の交付
認定試験合格者・更新認定者に「山形県糖尿病療養指導士」認定証交付
- 研修会を開催・認定
認定更新に必要な研修会を企画し開催（適宜、各地区 30分 0.5単位）
申請があった研修会の単位認定
- 広報活動
ホームページの運営、パンフレット作成、申請手続管理など

山形糖尿病療養指導士認定講習会プログラム

会場：山形県立保健医療大学 第2講義室

定員：60名

日程：平成30年10月28日

1日目

8:00～8:45

受付開始 受付印押印

8:45～9:00

挨拶、オリエンテーション

9:00～11:00

1. 糖尿病療養指導士の役割・機能
2. 糖尿病の概念、診断・検査
3. 糖尿病の現状と課題
4. 糖尿病の合併症と治療（総論）

11:00～11:15

休憩

11:15～12:15

5. 糖尿病の基本治療と療養指導（1）食事療法

12:15～13:30

昼休み（ランチョンセミナー：12:30～13:15 大日本住友製薬共催）

13:30～15:30

6. 糖尿病の基本治療と療養指導（2）運動療法
- 7-1. 糖尿病の基本治療と療養指導（3）薬物療法（内服薬）

15:30～15:45

休憩

15:45～16:45

- 7-2. 糖尿病の基本治療と療養指導（3）薬物療法（注射薬）

16:45

終了予定 修了印押印

会場：山形県立保健医療大学 第2講義室

定員：60名

日程：平成30年11月25日

2日目

8:00～8:45

受付開始 受付印押印

8:45～9:00

オリエンテーション、自験例の書き方

9:00～11:00

10. 糖尿病患者の心理と行動

11. 療養指導の基本（患者教育）、療養指導の評価・修正

11:00～11:15

休憩

11:15～12:15

12. ライフステージ別の療養指導

12:15～13:30

昼休み（ランチョンセミナー：12:30～13:15 協和発酵キリン共催）

13:30～15:30

8. 合併症・存疾患の治療養指導（1）急性合併症、糖尿病細小血管症

9. 合併症・存疾患の治療養指導（2）大血管症、メタボリックシンドローム

15:30～15:45

休憩

15:45～16:45

13. 特殊な状況・病態時の療養指導

16:45

終了予定 修了印押印

- テキストは、『糖尿病療養指導ガイドブック 2018』（日本糖尿病療養指導士認定機構・編著、メディカルレビュー社・刊）を使用。
- 1日6時間講義を2日間分けて開催。
- それぞれ日本糖尿病療養指導士更新単位2郡2単位申請予定。

山形糖尿病療養指導士認定試験

試験会場：山形県立中央病院 会議室
山形県立新庄病院 会議室
公立置賜総合病院 会議室
日本海総合病院 会議室

日時：平成 31 年 2 月 24 日（日曜日）

9 : 00 ~ 9 : 45

受付開始 受付印押印

10 : 00 ~ 12 : 00

山形糖尿病療養指導士認定試験

70-80 問 五択

試験作成

- 審査部会
- 糖尿病療養指導ガイドブック 201X』（日本糖尿病療養指導士認定機構・編著、メディカルレビュー社・刊）に準じる。